

衛生研究所研究課題評価に対する外部専門家との意見交換運営要領

(目的)

第1条 この要領は、衛生研究所研究課題評価実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、必要な事項を定める。

(意見交換)

第2条 外部専門家との意見交換を実施するための会議は、外部専門家、衛生研究所及び健康福祉政策課等の関係職員の出席を得て開催する。

(外部専門家)

第3条 外部専門家は5名以内とする。

2 外部専門家は、要綱第5条第1項の目的を達成するため、当該分野に精通している等、十分な専門的能力を有し、公正な立場で助言ができる適切な者とする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、外部専門家の助言を受けて定めることができる。

第5条 この要領に定める外部専門家との意見交換会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律または条例により設置された附属機関に該当するものではない。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。